

氏 名 岩井 美津子

登録番号 第 37250013 号

事務所名称 岩井社会保険労務士事務所

事務所所在地 香川県高松市牟礼町牟礼 2596 番地 36

所属社会保険労務士会 香川県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年5月 13 日から1年)

処分理由 有限会社A及び株式会社Bに係る雇用調整助成金(以下「助成金」という。)の支給申請に当たり、自らが代表を務める社会保険労務士事務所の事務員Cが有限会社A及び株式会社Bに無断で、休業していなかった日を休業したように勤務実績表及び給与一覧表を改ざんしていることを認識していたにもかかわらず、当該改ざんした書類を助成金申請書類に添付の上、令和5年2月 20 日(有限会社Aに係る支給申請分)及び同年5月 31 日(有限会社A及び株式会社Bに係る支給申請分)に自らの名義で、香川労働局長あて提出代行を行ったものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。